

千葉県告示第814号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和元年10月2日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年10月2日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
朝日ヶ丘町8号線	花見川区朝日ヶ丘4丁目3169番58から 花見川区朝日ヶ丘4丁目3168番9まで	前	3.96～3.96	35.2
		後	5.00～5.00	
朝日ヶ丘町65号線	花見川区朝日ヶ丘4丁目3211番19から 花見川区朝日ヶ丘4丁目3169番65まで	前	4.00～4.00	9.9
		後	5.00～5.00	